



Title	趣旨説明
Author(s)	吉田, 克己
Citation	北大法学論集, 56(3), 237-238
Issue Date	2005-09-26
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15381
Type	bulletin (article)
File Information	56(3)_p237-238.pdf



[Instructions for use](#)

趣旨説明

吉田克己

おはようございます。今日はお集まりいただきましてありがとうございます。私どもは、科学研究費基盤A「溶解する法システムの二一世紀的統合に向けた法戦略——行政・市場・生活の比較研究」(研究代表者・吉田克己)に基づく研究プロジェクトを展開しておりますが、この間、その研究作業の中間的成果を公表しようということ、シンポジウムを開催しています。第一回目は、昨年の一〇月二日に「競争秩序への多元的アプローチ——実定法学のクロスロード」をテーマとして開催いたしました。この記録は、私どもの紀要・北大法学論集に公表することになっていきます。本日(二〇〇五年三月五日)は、シンポジウムの企画の第二弾で、「環境秩序への多元的アプローチ——実定法学のクロスロード」をテーマとして開催いたします。

お気づきのように、今回のテーマは、前回のテーマの競争秩序が環境秩序に変わっただけです。これは、意識的にやっているわけです。この共同研究プロジェクトにおいて私の大きな関心の対象になっているのは、「外郭秩序」という概念です。「外郭秩序」という場合にその中心的対象領域は、一つには競争、そしてもう一つには環境です。前回競争を対象にしたからには、次は環境を対象にして実定法横断的な検討をしよう、というわけで、今回のテーマは、ごく自然

に出てきたものです。

競争と環境に代表される「外郭秩序」の領域は、私の理解では公共空間です。つまり、そこでの法秩序のあり方は、個々の市民に関係するだけではなく、不特定多数の市民に関係することになるわけです。そうである以上、これらの問題領域における法的問題は、私法だけでも、公法だけでも処理しきれなくて、分野横断的な対処をすることが要請されることとなります。つまり、これらは、実定法と実定法学の交錯領域なのでして、この間のシンポジウムの副題に「実定法学のクロスロード」という言葉を付けているのは、そのような理解を反映するものです。そのような次第で、今日は、環境秩序を対象として、民法、行政法そして刑法という実定法学横断的かつ多元的な方法で、問題領域にアプローチしていきたいと思っております。参加の皆様活発な議論を誘発できれば大変幸いです。なお、本日の報告と討論は、前回の競争秩序シンポジウムと同様に、北大法学論集に掲載して、学界の共有財産にしたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。